

技術院



昭和十九年七月 日

第十回（電波兵器）行政査察ニ於テ
臨機ニ措置シタル事項

第十回行政査察使

子簡 大河内 正敏

0698

目次

- 第一 資材ニ關スル事項
- 第二 生産技術ニ關スル事項
- 第三 設備ニ關スル事項
- 第四 勤勞ニ關スル事項
- 第五 運輸ニ關スル事項

0699

第一 資材ニ關スル事項

一 真空管製造用石炭ニツキ眞山隨員以下ヲシテ別紙ノ如ク處置セシメタリ

西部ニ於テモ軍需省動員部、化學局、燃料局、地方廳、日本石炭等關係各方面諒承ノモトニ右ニ準ジ處置セリ

二 真空管用硝子設備補強資材

東芝本社工場緊急補修及岩城硝子改造資材ハ軍需省ニ於テヨリ緊急配當ナスヤウ支給手配ヲナセリ

三 硝子用生産資材一部資材ニ關シ一元的斡旋ヲ硝子工業統制組合

ニ指示セリ

四 酸素

日本無線株式會社ガ酸素不足ノ爲生産ヲ阻害セル狀況ナルニヨリ

一日緊急四十本ノ増配方措置セリ

五 其他

0700

(イ) 日立製作所茂原工場ニ於テトリエーテッドタンクステン所要寸度ノモノユ不足シアリシ状況ニヨリ東照冶金ニ幹旋シ引キ直シヲ行フコトニ處置セリ

(ロ) 川西機械製作所本社ニ於テモリブデン返リ材ノ昇華法ニ依ル回收法ユツキ東北金屬ヨリ導入セル技術ニ一部疑問ノ點アリ行惱ミノ状態ニアリシヲ以テ東北金屬ニ辭シ更メテ技術交流ノ幹旋ヲナシタリ

(ハ) 住通、日本無線ニ於テチユメツト線不足ノ状況ニアリ東芝輕電機ニ供給方幹旋セリ。

第二 生産技術ニ關スル事項

一、日本無線磁電管

受信磁電管M六〇ノ陽極ハ $\frac{1}{100}$ 耗ノ程度ノ精確サヲ要スル部分アリ現在本規格ニ合致スルモノ極メテ少數ナルニ依リ全部ヲ一度ニ打抜キ製作スルコトヲ得レバ始ト問題ヲ解ササルモノト認メ本方

面ニ技術ヲ有スル者ヲ軸承研究所ヲシテ研究セシムルコトトセリ

三 住友通信空冷真空管

空冷真空管ノ冷却用アルミニウムノ取得窮屈ナルニ依リ以約二〇
% 雜素少量ヲ含有スルアルミ合金ヲ以テ置換スレバ材料ノ取得容
易ト考ヘラルヲ以テ本材料一〇社ヲ日本曹達會社ヨリ住友通信
會社ニ送付シ試験スル如ク手配セリ

三 京芝通信自働排氣機械

現在ロロ六四A用トシテ京芝通信ニ設備セラレアル自働排氣機
械ハ廻轉ノ技能ナキ爲放置セラレアル爲檢校試驗所職員ヲ参加セ
ン、調整實施中ナリ

四 川西機械社用雲母板打拔機

川西機械ノ雲母板打拔機ノ精度極メテ不良ニシテ寸度甚ダ不正確
ナリ(1/100 程以下ヲ要求スル所) 爲程度ナリ) 雲母板打拔機ノ
構造不良ニ付檢校試驗所ノ指示ヲ受クルコトトセリ

0702

五 住友通信基準表

真空管資材基準表ヲ検討セル處不備ノ點アリタルニ依リ研究ノ結果會社提出ノモノヨリ概ネ四割ヲ節減シ得タリ。

第三 設備ニ關スル事項

一、東亞金屬工業會社ノ擴充用五〇〇キロワット水銀整流器及同用變壓器ノ製作ニ付テハ富士電機製造會社ニ對シ所要資材ハ他ノモノノ資材ヲ一時流用シ急速ニ製作スル様指示セリ

二、川西機械製作所本社工場ノ水素發生用水銀整流器及同用變壓器ニ付テハ資材見送シ付キタル場合ニ直チニ製作ニ着手シ四ヶ月以内ニ之ヲ完成セシメ得ル様設計其ノ他製作ノ準備ヲ指示セリ

三、川西機械製作所本社及大久保工場ニ所用ノ水銀整流器製作ガ相當期間ヲ要スルニ鑑ミ、東亞金屬工業株式會社所有ノ南方向豫定ノ電動發電機及目下故障ニテ使用セザル電動發電機ヲ本會社ニ轉用セシガ爲メ其ノ所有會社ニ打衝シ且當該會社ノ主管官廳ニ交渉中

尙前記故障電動機ノ修理ニ付テハ大阪市内ノ電氣機械製造業社ニ修理ニ付指示手配セリ

四 生産ノ墜路トナリ居ル機械ニ於テ緊急入手ヲ要スルモノニ付テハ機械製造業者ニ就キ其ノ製作狀況、資材狀況其ノ他緊急ニ製作完成セシムルニ必要ナル事項ヲ調査中ナリ

五 各社共擴充ノ爲メ所要ノ電動機ノ入手甚シク困難ノ狀況ニ在ルニ付軍需省機械局ニ於テ特配トシテ割當ヲナシ得ル台數ヲ調査中ナリ

第四 勤勞ニ關スル事項

一 要員充足ニ付イテ

生産目標達成ニ必要ナル勤勞要員充足ニ關シ、各工場ニ於ケル其ノ差當要充足員數（勤勞班報告別紙第二参照）ニ付、厚生省當局ト折衝ノ結果概ネ其ノ了解ヲ得タリ

二 硝子工充足ニ付イテ

各工場ノ墜路ヲ爲セル硝子工充足ニ付厚生省當局ニ連絡シ至急調

査研究スルコトトシ、其ノ報告ヲ待チテ緊急措置スルコトトセリ
三、東京芝浦電氣株式會社電子工業研究所

當研究所ハ目黒女子商業學校ヲ學校工場トシテ利用シ居リタルモ
其ノ手續關係ニ於テ稍々缺クルトコロアリシ爲、當該學徒ヲ他ニ動
員スルコトトシテ下令アリタルモ、目下生産中ノ真空管「ソラ」
ノ重要性ニ鑑ミ斡旋シタルトコロ警視廳及東京都廳ニ於テ適切ノ
措置ヲ爲シ引續キ生産ヲ續行スルコトトナレリ

四、日本無線株式會社三鷹工場

イ、磁電管工場主任高橋友之助勤勞刷新ニ依リ生産増強ニ貢献シ
タル所甚大ナルヲ以テ其ノ善行ニ對シ査察使ヨリ賞スルトコロ
アリタリ

ロ、差當要充足員數八〇〇名ニ付警視廳當局ト連絡ノ結果即時右
要員ヲ充足スル事トナリタリ

第五 運輸ニ關スル事項

一、東芝輕電機工場ノ硝子工業用曹達灰缺乏ノ爲作業支障ノ急ヲ告グ
ラレタルニヨリ鐵道總局ニ特ニ輸送手配方依頼シ了解ヲ得タリ（小
倉庫發約九〇〇吨）

二、東化金屬工場カーボン缺乏ノ爲工場一部操業停止ノ急報ヲ訴ヘラ
レ關西線湊町驛ノ發送ニ付大阪鐵道局ヲシテ取調ベシメタル所會社
側ノ手續失念ノコトト判明至急關係者ヲ督促シ十二吨直ニ發送ノ手
配ヲ請ゼシメタリ（別紙附書）

三、東北金屬工場用ノ電動機一基（三吨）未着ノ爲操業不能ノ訴アリ
蒲田驛外關係者ニ對シ至急手配方請ゼシメタリ。

0706



第十回（電波兵器）行政警察事務處理委員會ニ關スル件 昭一 九 九 五 〇

庶務係

一 第十回（電波兵器）行政警察報告ノ實施ヲ關係各廳ニ移シ之ヲ實

施シ圖滑迅速ヲラシムル爲別紙ノ委員會ヲ設ケルモノトス

二 委員ニハ總務第十回（電波兵器）行政警察ニ參加シタル者ヲ以テ

之ニ充ツルモノトス

三 委員會ノ運営ニ關シ必要アル時ハ關係各廳擔當者ノ出席ヲ求ムル

モノトス

0707

第十四 (電波兵器) 査察報告事務處理委員會規約 (案)

第一條 第十四 (電波兵器) 行政査察報告ノ實施ヲ關係各廳ニ移シ之
カ實施ヲ圓滑迅速ヲラシムル爲内閣ニ事務處理委員會 (以下單ニ委
員會ト稱ス) ヲ置ク

第二條 委員會ヲ第一部會乃至第三部會ヲ置ク

第三條 各部會ハ左ノ區分ニ據リ各所掌事項ノ審議ニ任スルモノトシ
必要ニ應シ小委員會ヲ設クルコトヲ得

一 第一部會

(イ) 陸、海及航空ノ施設、資材ノ綜合運用ニ關スル事項

(ロ) 陸、海及航空ノ生産ノ調整ニ關スル事項

(ハ) 其他他部會ニ關セサル事項

二 第二部會

(イ) 設備ニ關スル事項

(四) 資材ニ關スル事項

(五) 勞務ニ關スル事項

(六) 運輸ニ關スル事項

(七) 經理ニ關スル事項

三 第三部會

(一) 生産技術特ニ歩留ノ向上ニ關スル事項

(二) 技術交流ニ關スル事項

(三) 其他技術ニ關スル事項

第四條 委員會ニ於ケル協議決定事項ハ關係各廳ニ於テ速ニ之ヲ常務

機關ニ移シ實行スル如ク措置スルモノトス

第五條 委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ子爵大河内正敏ヲ委員長

トス

委員長ノ下ニ委員及幹事ヲ置キ第十回(電波兵器)行政查察團員及

補佐官ヲ以テ之ニ充ツ

0709

第六條 委員會ノ運轉ニ關シ必要アル時ハ關係各廳職員ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

0710